

富 里 市

避難指示等の判断・伝達マニュアル

(土 砂 災 害 ・ 水 害)



令和 3 年 5 月

富 里 市





目 次

はじめに	2
1 市の責務と各人の避難行動の原則	3
2 避難行動（安全確保行動）の考え方	4
3 避難指示等発令の判断基準の基本的考え方	5
4 土砂災害の避難指示等	6
5 水害の避難指示等	8
6 避難指示等の情報伝達	10
7 用語集	13

～ はじめに ～

現在の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」は、平成17年に策定され、これを参考に、多くの市町村で避難指示等の判断基準が定められてきているが、洪水や土砂災害において、避難行動の問題や避難の遅れ等により、依然として多くの犠牲者が出ていたことから、平成22年8月に設置された中央防災会議の「災害時の避難に関する専門調査会」において適切な避難に関する議論が始められることとなった。

また、東日本大震災を受けて設置された津波避難対策検討ワーキンググループにより、津波避難に特化した議論もなされ、それぞれ、平成24年に報告がまとめられた。

これらを受け、平成25年には住民等の円滑かつ安全な避難の確保に関わる事項も含めて、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）が改正された。

内閣府は従前のガイドライン作成以降に設けられた新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえ、有識者、地方公共団体及び関係省庁からの意見等により、平成26年4月「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）」の改定を行った。

なお、同年9月に試行を終了し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」として運用を開始しましたが、令和3年5月に災害対策基本法の一部が改正され、避難勧告がなくなり、避難指示へ一本化されたことから再度見直しを行いました。

今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、適宜、更新を行うものとする。

令和3年5月

【改正について】

本マニュアルは、平成26年9月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」として運用を開始したことに伴い、一部改正を行いました。令和3年5月に避難勧告がなくなり、避難指示に一本化されたため修正しました。

1 市の責務と各人の避難行動の原則

1 市の責務

災害対策基本法において、市は、基礎的な地方公共団体として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市域に係る防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされており、この中で、市長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されている。

市民の生命、身体を保護するために行うべき市長の責務は、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、市民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。

災害から市民の生命・身体を守るためには、適切なタイミングで避難対象地域に避難指示等を発令することが重要であり、避難指示等の発令・伝達に関して、具体的な判断基準、対象地域の設定、伝達態勢などをあらかじめ整備しておくことが必要となる。

2 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難指示等を発令する。

各人は、災害種別ごとに自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、あるいは、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

水害、土砂災害は、台風とともに発生する場合や、前線による降雨により発生するケースが多い。

まず各人は、気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要がある。

気象庁から各種警報、市から高齢者等避難が発令された段階では、具体的に避難するかどうかを考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする必要がある。

特に要配慮者及びその支援に当たる方々は、避難行動を早めに開始すべきである。

なお、台風の場合、高齢者等避難が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

さらに市から避難指示が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

2 避難行動（安全確保行動）の考え方

1 避難の目的

従来、漠然としていた「避難」の考え方を整理する。

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす 危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動を取るにあたっては、次に掲げる事項をできる限り明確にする必要がある。

- ①災害種別ごとに脅威がある場所を特定すること。
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動を取れば良いかを明確にすること。
- ③どのタイミングで避難行動を取ることが望ましいかを明確にすること。

2 避難行動

従来の避難行動は、避難指示等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

今後、避難指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次のすべての行動を避難行動とする。

- ①（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ②近隣の高い建物等への移動
- ③建物内の安全な場所での待避

※避難指示等と避難行動

災害対策基本法における市長の避難指示等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し」としており、避難指示は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立ち退きの勧告を意味している。

また、今般の改正によって「**屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。**」という行動形態が追加された。

考え方としては、避難指示等では立退きを勧告し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、**屋内での待避等の安全確保措置を指示する**というものである。

ただし、市民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも従来の避難を必要としない場合もあることから、「**屋内での退避等の屋内における安全確保措置**」も避難指示が促す避難行動とすることとする。

3 避難指示等発令の判断基準の基本的考え方

市は対象とする災害の種別毎に避難指示等を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な市民等と屋内安全確保が必要な市民等の両者にそれぞれの避難行動をとってもらうこととする。

避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難指示等は、一定の範囲で発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の市民が、避難行動が必要なかどうか、あらかじめわかるようにしておく必要がある。

避難指示等の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとしたが、避難指示等の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。

避難指示等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

避難情報	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">○気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。○立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。○（災害時）要配慮者は、立ち退き避難する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none">○立ち退き避難する。○避難指示を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。○土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

4 土砂災害の避難指示等

土砂災害の避難指示等について

- 避難が必要な災害の事象としては、背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合である。
- 避難指示等が発令された場合、土砂災害による被害が想定される区域では、屋内安全確保とはせず、早めに立ち退き避難を行う必要がある。

1 避難指示等の対象とする区域

- ①「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」
- ②土砂災害危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所…傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地および近接地
- ③その他避難が必要とされる地域

2 避難指示等を判断する情報

土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

また、関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）がある。

3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に気象予測や土砂災害危険個所の巡視などからの報告を含めて、総合的に判断して発令することとする。

避難指示等の発令の判断基準

高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ○強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報が発表された場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り等）が発見された場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害が発生した場合 ○避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

4 避難が必要な状況が夜間・早期になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難指示等は発令する。

5 水害の避難指示等

水害の避難指示等について

富里市内には、洪水予報河川及び水位周知河川がないことから、水害については、短期間に集中して降る豪雨による、小河川による浸水、また道路などの排水が間に合わない場合に発生する内水氾濫が想定されることから、以下の点に留意する。

- 小河川等による浸水は、ほとんどの場合、立ち退き避難を必要としないことから、基本的に避難指示の対象としない。
- 現実的には、短時間の降雨で浸水が発生することや狭い範囲の降雨の継続状況を把握することが難しいことから、降雨データのみでの避難指示等の発令は非常に難しい。

住民等へ周知すべき事項

小河川の場合は、床上浸水となるケースが多くないこと、浸水が極めて短時間で発生する機会が多いことから、避難勧告が発令された場合の避難行動は、小河川の沿川家屋の者は、屋内安全確保を基本として避難行動を検討することが重要である。

水害の避難指示等については、基本的な事項を示すものとする

1 避難指示等の対象とする区域

- ①突発的な被災、又は被災するおそれのある地域
- ②その他避難が必要とされる地域

2 避難指示等を判断する情報

浸水や河川の氾濫から身を守るために役立つ情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、記録的短時間大雨情報がある。

3 避難指示等の発令の判断基準

避難指示等は、以下の基準を参考に気象予測や河川巡視などからの報告を含めて、総合的に判断して発令することとする。

避難指示等の発令の判断基準	
避難準備情報	警戒巡視等により危険が予測される場合
避難指示	○大雨警報（浸水害）が発表され、地域の累積雨量が 200 mmを越え 、さらに多量の降雨が予想される場合 ○消防署など関係機関から避難の必要性に関する通報があった場合 ○浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合

※注意事項

- 過去に氾濫した際の記録があり、降水量・降水時間と氾濫の関係性がわかっている小河川等の場合は、高齢者等避難の発令も検討する。
- 水位を観測していない河川についても、消防団等が出動した場合は、現地情報を避難指示の判断材料とすることも考えられる。
- 小河川等による浸水は局所的な現象であり、事前に市が判断できる情報が少ないことから、住民等からの被害情報を入手して避難指示の発令の参考とすることも考えられる。
- 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う必要がある。
- 水位や現地情報等が把握できる小河川等については、氾濫が発生し始めたときに避難指示を発令することも検討する。

6 避難指示等の情報伝達

1 住民の避難行動の認識の徹底

避難指示等が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、住民一人ひとりが、あらかじめ災害種別ごとにどう行動すればよいか、立ち退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。

2 避難指示等の伝達手段

避難指示等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯等を考慮し、住民に伝達する主な手段は下記のとおりとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災・防犯メール
- ③ 緊急速報メール
- ④ 市ホームページ
- ⑤ FAX
- ⑥ 広報車
- ⑦ 消防団、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ

3 避難指示等の伝達内容の例

防災行政無線などを使用した場合の避難指示等の伝達文の一例を示す。

防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難指示等の行動をとってもらうために緊迫感のある表現にすることが重要である。

【避難指示等の伝達文の例（共通編）】

高齢者等避難の伝達文の例

- ①（台風第●号）大雨により、大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されます。
- ②（台風第●号）大雨により、がけ崩れなどの土砂災害が起りやすくなっています。

このため、●●時●●分に●●地区（地域）に対して高齢者等避難を発令しました。

●●地域の●●地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。

お年寄りの方など避難に準備のかかる方は、早めに避難してください。

その他の方も避難準備を始めてください。

また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。

なお、避難場所は●●センター・●●コミュニティセンター・●●小学校を開設しております。

繰り返します。

※高齢者等避難を伝達する場合の注意事項

- 1 □部分については、高齢者等避難を発令するに至った情報（状況）を簡潔に伝達する。
- 2 （ ）内については、必要に応じ適宜伝達する。
- 3 避難所については、具体的な避難所名を伝達する。

なお、その災害の種類、浸水予測や土砂災害警戒区域を踏まえ、避難所を選定すること。

避難指示の伝達文の例

- ①（台風第●号）大雨により、道路冠水がいたるところで発生しており、床下浸水が起こるおそれが出てきました。
- ②（台風第●号）大雨により、がけ崩れなどの土砂災害が更に起りやすくなっています。

このため、●●時●●分に●●地区（地域）に対して避難指示を出しました。

直ちに●●センター・●●コミュニティセンター・●●小学校へ避難してください。

また、できるだけ近所にも声をかけて避難してください。

※（なお、浸水・がけ崩れ・路面の崩壊により、●●道は通行 できません。）

繰り返します。

※高齢者等避難を伝達する場合の注意事項

- 1 □部分については、避難指示を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達する。
- 2 （ ）内については、必要に応じ適宜伝達する。
- 3 避難所については、具体的な避難所名を伝達する。

なお、その災害の種類、浸水予測や土砂災害警戒区域を踏まえ、避難所を選定すること。

- 4 避難に支障となる状況（浸水・がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も合わせて伝達する。

緊急安全確保の伝達文の例

- ① (台風第●号) 大雨により、土砂災害の発生(または、前兆現象)が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- ② (台風第●号) 大雨により、近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

このため、●●時●●分に●●地区(地域)に対して避難指示を発令しました。
直ちに●●センター・●●コミュニティセンター・●●小学校へ避難してください。
また、できるだけ近所にも声をかけて避難してください。

※(なお、浸水・がけ崩れ・路面の崩壊により、●●道は通行できません。)
未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。
外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。
繰り返します。

※高齢者等避難を伝達する場合の注意事項

- 1 □部分については、避難指示を出すに至った情報(状況)を簡潔に伝達する。
- 2 ()内については、必要に応じ適宜伝達する。
- 3 避難所については、具体的な避難所名を伝達する。
なお、その災害の種類、浸水予測や土砂災害警戒区域を踏まえ、避難所を選定すること。
- 4 避難に支障となる状況(浸水・がけ崩れ等による道路の封鎖など)がある場合は、その状況も合わせて伝達する。

巻末資料 用語集

「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の中で用いている防災気象情報や避難指示等の用語について整理した。

【あ行】

大雨警報（おおあめけいほう）

気象台が、大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表。

大雨注意報（おおあめちゅういほう）

気象台が、大雨によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。

大雨特別警報（おおあめとくべつけいほう）

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表。大雨特別警報には、雨量を基準とするものと、台風等の強度を基準とするものの2種類があり、各々の具体的な指標は以下のとおり。

■雨量を基準とする大雨特別警報

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

- ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。
- ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

■台風等の強度を基準とする大雨特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

屋内安全確保（おくないあんぜんかくほ）

屋内での待避等の安全確保措置のこと。自宅等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。

【か行】

記録的短時間大雨情報（きろくてきたんじかんおおあめじょうほう）

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される情報。

緊急安全確保（きんきゅうあんぜんかくほ） 災害が発生している状況。

警報（けいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して概ね市町村単位で発表。

気象、津波、高潮、波浪、洪水の警報がある。

気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。ただし、津波警報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）

市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。

本ガイドラインでは、気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考え、立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をすることを求める。

また、（災害時）要配慮者に、立ち退き避難を促す。

降水短時間予報（こうすいたんじかんよほう）

1時間降水量について分布図形式で行う予報。

30分毎に発表し、1km格子単位で6時間後（1時間～6時間先）まで予報する。

洪水予報河川（こうずいよほうかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

洪水予報河川は、流域面積の大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川が対象となる。

【さ行】

小河川等による浸水（しょうかせんとうによるしんすい）

平地を流れる小さい川や水路など、大雨により河川氾濫したとしても屋内の安全な場所へ待避すれば命を脅かされることはほとんど無い、水深の浅い浸水。

水位周知河川（すいいしゅうちかせん）

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が水位情報を通知及び周知する対象として、国土交通大臣または都道府県知事が指定した河川。

水位周知河川は、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川が対象となる。

【た行】

退避（たいひ）

自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること。

本ガイドラインにおける「屋内安全確保」の一つ。

台風情報（たいふうじょうほう）

台風が発生したときに、気象庁から発表される情報。台風の実況と予報からなる。

a) 台風の実況の内容

台風の中心位置、進行方向と速度、中心気圧、最大風速（10分間平均）、最大瞬間風速、暴風域、強風域。

b) 台風の予報の内容

72時間先までの各予報時刻の台風の中心位置（予報円）、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域。

注意報（ちゅういほう）

気象台が、大雨等によって、災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して概ね市町村単位で発表。気象、津波、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷等の注意報がある。

各地の気象台が、管轄する府県予報区の二次細分区域（概ね市町村単位）毎に、定められた基準をもとに発表する。

ただし、津波注意報は全国を66に区分した津波予報区に対して発表する。

特別警報（とくべつけいほう）

気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。

気象、津波、高潮、波浪の特別警報がある。

気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。

津波は「大津波警報」として発表される。

土砂災害危険区域（どしゃさいがいきけんくいき）

都道府県が調査した土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）による被害のおそれがある区域。

①急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地。

②土石流危険区域

溪流の勾配が3度以上（火山砂防地域では2度以上）あり、土石流が発生した場合に被害が予想される危険区域に、人家や公共施設がある区域。

③地すべり危険区域

空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある範囲。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

（どしゃさいがいけいかいくいき・どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき都道府県が指定した、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

土砂災害警戒情報（どしゃさいがいけいかいじょうほう）

大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。

土砂災害警戒情報を補足する情報（どしゃさいがいけいかいじょうほうをほそくするじょうほう）

本ガイドラインにおいて、気象庁が発表する「土砂災害警戒判定メッシュ情報」と各都道府県が発表する「土砂災害危険度をより詳しく示した情報」を総称した情報。

土砂災害警戒判定メッシュ情報（どしゃさいがいけいかいはんていめっしゅじょうほう）

土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生危険度を5kmメッシュ毎に階級表示した分布図。

「土砂災害警戒情報の補足的な情報」の一つ。気象庁HP や防災情報提供システムで提供されている。

土壌雨量指数（どじょうりょうしすう）

降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。

5kmメッシュ、30分毎に計算している。

【は行】

避難指示（ひなんしじ）

市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。

避難所（ひなんじょ） 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所。

避難場所（ひなんばしょ） 切迫した災害の危険から命を守るために一時的に避難する場所。

暴風警報（ぼうふうけいほう）

気象台が、暴風によって、重大な災害の起こるおそれのある場合にその旨を警告して行う予報。平均風速がおおむね20m/s を超える場合（地方により基準値が異なる）に発表。

暴風特別警報（ぼうふうとくべつけいほう）

気象台が、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くになると予想される場合に発表。具体的な指標は以下の通り。

■台風等を要因とする暴風特別警報

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。

ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上。

【や行】

要配慮者（ようはいりよしゃ）

平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者」のこと。